

# 訴 状

平成24年10月 9日

大阪地方裁判所 民事部 御 中

原告訴訟代理人

弁 護 士 田 村 康 正

同 伊 藤 志 津 子

同 松 尾 善 紀

同 五 條 操

同 片 山 登 志 子

同 坂 東 俊 矢

同 二 之 宮 義 人

同 島 川 勝

当事者の表示  
請求の趣旨・原因

別紙当事者目録記載のとおり  
別紙請求の趣旨・原因目録のとおり

差止請求事件

訴訟物の価額 160万円  
貼用印紙額 1万3000円  
予納郵券 円

## 付 属 書 類

訴状副本 1通  
代表者事項証明書 各1通  
訴訟委任状 1通

以 上

## 当事者目録

当事者の表示

〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目1番1号天満橋千代田ビル内

原告

特定非営利活動法人消費者支援機構関西

(適格消費者団体)

代表者理事 榎 彰 徳

〒530-0047 大阪市北区西天満四丁目1番4号 第三大阪弁護士ビル204号室  
田村法律事務所 (送達場所)

電話 06-6364-6220

FAX 06-6364-6221

原告訴訟代理人弁護士 田 村 康 正

〒530-0047 大阪市北区西天満一丁目2番5号 大阪JAビル13階  
すみれ法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 伊 藤 志 津 子

〒541-0041 大阪市中央区北浜2丁目5番13号 北浜平和ビル4階  
弁護士法人松尾・中村・上法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 松 尾 善 紀

〒541-0043 大阪市中央区高麗橋2丁目4番4号公洋ビル7階  
五條法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 五 條 操

〒541-0041 大阪市中央区北浜二丁目5番23号 小寺プラザ7階  
片山・黒木・平泉法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 片 山 登 志 子

〒541-0041 大阪市中央区北浜二丁目5番23号 小寺プラザ7階

片山・黒木・平泉法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 坂 東 俊 矢

〒604-8175 京都市中京区室町通御池下ル円福寺町342-1

VOICE 21ビル2階

二之宮義人法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 二 之 宮 義 人

〒530-0047 大阪市北区西天満四丁目3番25号 梅田プラザビル別館9階

金子・中・橋本法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 島 川 勝

〒113-0021 東京都文京区本駒込三丁目20番3号

被 告

株式会社講談社フェーマススクールズ

代表者代表取締役

阿 部 敬 悦

## 第1 請求の趣旨

- 1 被告は、訪問販売に関し、購入者若しくは役務の提供を受ける者との間で、美術通信教育講座の受講契約を締結するに際し、中途退学時に消費者が負担する金銭（中途退学時清算金）について、別紙契約条項目録記載の各条項を内容とする意思表示を行ってはいない。
- 2 被告は、消費者との間で、美術通信教育講座の受講契約を締結するに際し、中途退学時に消費者が負担する金銭（中途退学時清算金）について、別紙契約条項目録記載の各条項を内容とする意思表示を行ってはいない。
- 3 被告は、別紙契約条項目録記載の契約条項を含む契約書の用紙を廃棄せよ。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

## 第2 請求の原因

- 1 被告の営む美術通信教育講座の受講契約は、以下の理由から、特定商取引に関する法律(以下「特商法」という。)で定められた「訪問販売」(特商法2条1項)に該当する。

被告は、自社のホームページや雑誌、チラシ広告等に、被告が主催するイラストコンテスト等の開催を掲載して、広く一般消費者からイラスト作品等の応募を募っている。

そして、被告は、応募して作品を提出した消費者に対し、作品の審査の結果とともに「作品講評会のご案内」と題する文書を送付するとともに、電話を架け、「コンテストには落選したが、あなたには絵の才能がある」、「無料であなたが応募した作品の講評を行うので来ませんか」などと告げて、被告の指定する会場に消費者を呼び出し、呼び出された消費者に対して被告が運営する美術通信教育講座の受講契約（添削指導役務付教材販売契約。以下「本件受講契約」という。）の勧誘をする、という営業形態をとっている。

このような営業形態は「販売業者又は役務提供事業者が、営業所等において、（中略）其他政令で定める方法（原告注：電話、郵便（中略）により、当該売買契約（中略）の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所其他特定の場所への来訪を要請すること・特定商取引に関する法律施行令1条1号）により誘引したもの（以下「特定顧客」という。）から売買契約の申し込みを受け、若しくは特定顧客と売買契約を締結して行う商品（中略）の販売」（いわゆる「アポイントメントセールス」）であり、訪問販売（特商法2条1項）に該当する。

この点について被告は、前記広告を掲載する雑誌媒体及び前記「作品講評会のご案内」文書に、勧誘目的を記載しており、かつ応募者へ架電した際に勧誘目的を告げている旨を主張している（平成22年6月24日付「回答書」第1の3（2）・6頁、平成22年10月5日付「回答書」3頁第7項）。

しかし、被告の主張するような「営業社員が応募者に対して勧誘目的を告げた」という実態はないし、雑誌媒体等に被告の主張するような記載がなされている場合であっても、それらの記載はいずれも「消費者の目に留まらないような小さい文字で」書

かれているに過ぎず、実質的には本件受講契約の勧誘を行う意図が示されているとはいえないものであるから、被告が、消費者に対し、本件受講契約について勧誘する意図を告げていたとはいえない（平成21年8月6日付経産省通達参照）。よって、上記の被告の主張には理由がない。

したがって、被告の営む美術通信教育講座の受講契約は、特商法の定める「訪問販売」（特商法2条1項）に該当するものである。

## 2 特商法10条1項各号違反

### (1) 被告における解約清算金（退学清算金）の定め

被告は、本件受講契約において、消費者が中途退学を希望した場合の解約清算金（中途退学時清算金）について別紙契約目録記載の各条項のとおり（以下「本件各条項」という）に定めている。

### (2) 本件各条項に基づき、被告における解約清算金を計算した結果は次のようになる（以下は、例として「クリエイティブ・アート・総合コース [特別専攻科]」の受講料に基づいて算定している。）。

#### ①契約直後～6か月の間に解約した場合

解約清算金78万2000円

（解約清算金が受講料全体に占める割合は48.5%）

#### ②6か月を超え～12か月の間に解約した場合

解約清算金94万7900円

（解約清算金が受講料全体に占める割合は58.8%）

#### ③12か月を超え～18か月の間に解約した場合

解約清算金111万3800円

（解約清算金が受講料全体に占める割合は69.1%）

#### ④18か月を超え～24か月の間に解約した場合

解約清算金127万9700円

（解約清算金が受講料全体に占める割合は79.4%）

#### ⑤24か月を超え～30か月の間に解約した場合

解約清算金144万5600円

（解約清算金が受講料全体に占める割合は89.7%）

#### ⑥30か月を超えて解約した場合

解約清算金161万1500円

（解約清算金が受講料全体に占める割合は100%）

### (3) 本件各条項は、次に述べるとおり、教科書等の商品の返還の有無及び役務提供開始の前後や提供された役務の対価等を反映したものでない。

ア 特商法10条1項4号によれば、「当該契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前である場合」には、「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額」に「これに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額」を請求できない、とされる。

この「『契約の締結のために通常要する費用』としては、書面作成費、印紙税等、『契約の履行のために通常要する費用』としては、代金の取立ての費用、催

告費用等があるが、このために現実に要した費用ではなく、業界の平均費用が標準となり、当該契約のみに特別に費用をかけた場合でも、それをそのまま請求することはできない。」と解される（平成21年8月6日付経産省通達参照）。

しかるに、本件各条項（前記(2)①）によると、仮に、受講生が本件受講契約のクーリングオフ期間（受講生登録確認書を受領した日から起算して8日間）を経過した日（「当該役務の提供の開始前」に該当する）に解約した場合であっても、被告は、契約金額全体の48.5%に相当する金78万2000円を解約清算金として受講生から徴取することになっており、「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額」を超える金銭の支払いを求めるものであることは明らかといえる。

イ また、特商法10条1項3号によれば、「当該役務提供契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合」は、「提供された当該役務の対価に相当する額」に「これに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額」を請求できないとされる。

しかし、本件各条項（前記(2)⑥）によると、仮に、受講生が、本件受講契約を締結した後30か月を経過してから解約した場合には、受講期間が6か月間残存している（すなわち、被告は、受講生に対し、全契約期間36か月のうち30か月の期間しか役務しか提供していない）にもかかわらず、被告は、受講料の全額を解約清算金として徴取することになっており、実質的に、被告が受講生に対して「提供された当該役務の対価に相当する額」を超える金銭の支払いを求めていることは明らかといえる。

ウ したがって、本件各条項は、実質的に、被告が、受講生に対して、特商法第10条1項各号の定める制限を超えた金銭を請求しうる体裁となっており、これら特商法の各条項に違反するものであることは明らかである。

(4) よって、特商法58条の4第2項2号に基づき、解約清算金を定める本件各条項について、これらの条項を内容とする意思表示の停止命令が認められるべきである。

### 3 消費者契約法第9条1号に基づき一部無効となる本件各条項に基づく意思表示の禁止

(1) 被告は、学則書において、中途解約（退学）を行う場合の退学時の受講料の清算金は、以下の計算式を用いて、受講生の支払方法によって以下のように定めている（第16条）。

#### 【計算式】

[i サポート代（1期8,400円）+設備費（1期25,200円）+  
在籍授業料（1期132,300円）] × ※ 未経過期数

（※未経過期数とは、受講期間月数（36ヵ月）から経過月数を差し引いた未経過の月数を、6で除して小数点以下を切り捨てた整数をいう。）

ア 現金一括払いの場合は、上記計算による金額を被告より受講生に返戻する。

イ アートローン（クレジットローン）払いの場合は、上記計算による金額を被告より信販会社に清算し、信販会社に残債務がある場合は、受講生がそれを一括あるいは分割にて返済する。被告からの清算金が残債務を上回る場合は、その差額

を被告より受講生に返戻する。

ウ スクール分割払いの場合は、学費未納分から上記計算による金額と未経過分割手数料を差し引いた金額を、受講生が被告に一括あるいは分割にて支払う。上記計算による金額と未経過分割手数料の合計金額が学費未納分を上回る場合は、その差額を被告より受講生に返戻する。

- (2) また、被告は、学則書において、「iサポート代、設備費、在籍授業料は、在籍月数6カ月を1期として計算されます。」と定めて、(1)の計算式を根拠づけている(第14条)。
- (3) さらに、被告は、学則書において、「受講生が本スクールへ納入する入学金と学費の総費用を受講料とします。受講料の内訳は教科書代、教材代、iPad機器代、iサポート代、設備費および在籍授業料」とされており、このうち、教科書代、教材代、iPad機器代については「受講料の納入方法に関わりなく、教科書、教材、iPadは、ご購入いただきます。したがって、教科書、教材、iPad機器の返品や返品による受講料の減免はできません。」とされており、これら教科書代、教材代及びiPad機器代については、退学時においても清算の対象とされず、したがって受講生にその代金が返還されない運用となっている(第14条)。
- (4) 以上を前提に退学清算金を算出すると被告における解約清算金の計算結果は前項(2)に記載したとおりである。
- (5) 本件美術通信教育講座は、消費者と事業者との間で締結される契約であるから、消費者契約である。そして、消費者契約法第9条1号は、消費者契約解除に伴い消費者が支払う損害賠償額の予定について、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものについては無効とする旨規定している。

本件美術通信教育講座において、

ア 消費者は、

- ① 入学金の名目で2万9400円(税込み、以下同じ)、
- ② 教科書代(全7巻)の名目で35万2800円、
- ③ 教材代(専科課題集5巻、直接指導講習テキスト1巻、KFSアートナビDVDボックス(全6巻)、特選画材セット、学習ハンドブック(電子版)、画材ハンドブック(電子版)、KFS美術用語ハンドブック(電子版)、紙のハンドブック)の名目で合計19万1100円、
- ④ iPad機器代の名目で4万2800円、
- ⑤ iサポート代(KFSのeラーニングシステム。スクールNews、ムービーチャンネル、インストラクターNews等の配信を受けるサービスの費用で、KFS-NET(被告のメンバーズサイト)の利用料を含む)の名目で5万0400円(8400円×6期)、
- ⑥ 設備費(添削指導、作品指導、学習相談、スクーリング等を実施するための添削室、ビデオ・スタジオ、GALLERYフェーマス、学習相談室、移動教室等の施設維持、設営、管理協力費)の名目で15万1200円(2万5200円×6期)、

- ⑦ 在籍授業料（添削指導，学習指導およびその他のスクールサービスを受けるための在籍期間の費用。会員誌「フェーマス」の購読料を含む）の名目で79万3800円（13万2300円×6期），  
の総合計金161万1500円の支払義務を負う。
- イ これに対し，被告は，受講契約を締結した者に対し，
- a DVDビデオ添削を含む課題添削（基礎課程10課題，専科家庭14課題の合計24課題）（学則書7条），
  - b 直接指導講習，自由作品DVD講評，スクーリング，学習相談，卒業制作等その他の学習サービス（学則書8条），
  - c 被告が開催するアート・コンテスト，コミックイラスト・グランプリ，絵本グランプリ，創作マンガ・グランプリなどのコンテストやサマースクール，ガクサイなどの催事に出品，参加することができる（学則書10条），
  - d 会員誌「フェーマス」の配信，会員専用ページのKFS-NETやKFSモバイルnewsの配信サービスを受けられる（学則書10条），  
等のサービスを提供する義務を負う。
- ウ そして，受講生登録確認書を受領した日から起算して8日を経過した後は，受講生は，書面により受講契約の中途解約（退学）を行うことができる。そして，被告は，前述の学則書16条の定めるところにより，中途退学時の受講料清算を行う（学則書5条）。
- すなわち上記ア①から④は中途退学した場合に一切返金されることはなく，ア⑤から⑦は6か月を1期とする期割り計算により返金が発生する場合があります。
- エ 被告の上記解約金計算方法は，消費者契約法第9条1項に反し，一部無効であることを以下具体的に述べる。
- i 一切返金されないものについて
    - ① 入学金  
入学金は，その額が不相当に高額であるなど他の性質を有するものと認められる特段の事情のない限り，学生が当該学校に入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有するものであり，当該学校が合格した者を学生として受け入れるための事務手続等に要する費用にも充てられることが予定されているものというべきである。  
しかし，消費者が被告に納付する「入学金」は上述のような「入学金」とは異なる。消費者が受講を希望すれば何時でも被告と受講契約を締結することが可能であり，原則，通信講座である以上，被告が個々の受講希望者を受け入れるため，別途個別の設備を準備することもない。  
よって，被告が消費者より徴収する「入学金」は，いわゆる大学における「入学金」のような内実はなく，いったん納入された以上，入学金を一切返金しないとする被告の規定は，当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものを消費者に負担させるものである。
    - ② 教科書代



被告は受講期間3年間に使用する全ての教科書を、契約時において一括して購入するよう消費者に求める。これは社団法人日本訪問販売協会が、特商法9条の2に関し作成した「過量」の基準、「原則1人が使用する量として1年間に1学年分」を大幅に超える販売量である。

被告が上記基準にしたがい、適正な量である1年間に使用する教科書のみを消費者に販売していたのであれば、3年目に解約した消費者以外は、教科書代全額を解約に伴い負担するといった損害を被ることはなかった。被告による不当な過量販売に伴う危険を消費者に負担させるべきでない。

よって、いったん納入された以上、教科書代を一切返金しないとする被告学則書（第14条）の規定は、当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものを消費者に負担させるものである。

### ③ 教材代

契約時に受講期間3年間に使用する全ての教材を消費者に購入することを求める被告の販売方法が過量販売に該当することは前述の教科書と同様である。

よって、いったん納入された以上、教材代を一切返金しないとする被告学則書（第14条）の規定は、当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものを消費者に負担させるものである。

### ④ i P a d機器代

i P a d機器は、消費者が、後記⑤「iサポート」のサービスの提供を受けるために、受講契約時に購入を義務付けられるものであって、中途退学をした消費者は、以後、このサービスを受けられない以上、当該機器を使用する必要性も消滅する。この場合、消費者が被告に当該機器を返還すれば、少なくとも、当該機器の通常の使用料の額（機器の減価額が当該使用料相当額を超える時は減価額）を差し引いた代金額が消費者に返還されるべきであって、これらの使用料ないし減価額を考慮せず一律に機器代金を一切返金しないとする被告学則書（第14条）の規定は、当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものを消費者に負担させるものである。

### ii 期割りで返金されるものについて

#### ⑤ iサポート代

iサポートとは、被告のeラーニングシステムであり、スクールNews、ムービーチャンネル、インストラクターNews等の配信を受けるサービス費用、及びKFS-NE T（被告のメンバーズサイト）の利用料である。

消費者は、中途退学をすれば、以後、これらの各サービスを受けられなくなるのであるから、消費者が被告に対し、対価を支払う必要性も消滅する。

したがって、iサポート代に関しては、中途退学者の未受講分については全額返金すべきで、受講履歴を考慮せず一律に6か月ごとを1期として計算し、返金額を減じる被告の規定は、当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものを消費者に負担させるものである。

#### ⑥ 設備費

東京・大阪にしか存せず、全国の受講生が利用することが事実上困難な設備に関する費用を全受講生に平等に負担させていること自体がそもそも問題であるが、中途解約に際し、受講日数に応じて返還することなく、一律に6か月ごとを1期として計算し、返金額を算出する被告の規定は、当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものを消費者に負担させるものである。

⑦ 在籍授業料

学習指導およびその他のスクールサービスを受講するための在籍期間の費用であることから、在籍日数に応じて返金額が算出されるべきである。

受講履歴を考慮せず一律に6か月ごとを1期として計算し、返金額を減じる被告の規定は、当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものを消費者に負担させるものである。

オ まとめ

上述のとおり、本件各条項は、消費者契約法9条1号の定める「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が当該条項において設定された解除の事由、時期等を区別に応じ、当該消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害額を超えるもの」に該当し、一部無効である。

よって、被告は、消費者との間で、受講契約を締結するに際し、本件各条項に基づく意思表示を行ってはならない。

4 よって、原告は被告に対し、

- (1) 特定商取引法58条の4第2項2号所定の差止請求権に基づき、被告による別紙契約条項目録記載の学則書第5条、第14条、第16条について、これら各条項を内容とする意思表示の停止及びこれら各条項を記載した契約書用紙の廃棄を、
- (2) 消費者契約法12条3項所定の差止請求権に基づき、被告による別紙契約条項目録記載の学則書第5条、第14条、第16条について、これら各条項を内容とする意思表示の停止命令を求め、及びこれら各条項を記載した契約書用紙の廃棄をいずれも求めるものである。

以上

【別紙】

## 契約条項目録

講談社フェーマス スクールズ・美術通信教育講座

### 【学則書】

クリエイティヴ・アート・総合コース [特別専攻科]

#### 第5条 (中途解約・退学)

受講生登録確認書を受領した日から起算して8日を経過した後は、受講生は、書面により受講契約の中途解約(退学)を行なうことができます。退学時の受講料の清算については、第16条(退学時の受講料清算)をご覧ください。

#### 第14条 (受講料の明細)

受講生が本スクールへ納入する入学金と学費の総費用を受講料とします。受講料の内訳は教科書代、教材代、iPad機器代、iサポート代、設備費および在籍授業料です。

クリエイティヴ・アート・総合コース [特別専攻科]

学 費 内 容	教科書代	全7巻	352,800 円 (本体 336,000 円/ 税 16,800 円)
	教 材 代	専科課題集 5巻	78,750 円 (本体 75,000 円/ 税 3,750 円)
		直接指導テキスト 1巻	10,500 円 (本体 10,000 円/ 税 500 円)
		KFSアートナビ DVDボックス(全6巻)	37,800 円 (本体 36,000 円/ 税 1,800 円)
		特選画材セット	53,550 円 (本体 51,000 円/ 税 2,550 円)
		学習ハンドブック(電子版)	10,500 円 (本体 10,000 円/ 税 500 円)
		画材ハンドブック(電子版)	
		KFS美術用語ハンドブック(電子版) 紙のハンドブック	
	小計	191,100 円 (本体 182,000 円/ 税 9,100 円)	
	iPad機器代	iPad	42,800 円 (本体 40,762 円/ 税 2,038 円)
	iサポート代	( 8,400 × 6期 )	50,400 円 (本体 48,000 円/ 税 2,400 円)
	設備費	( 25,200 × 6期 )	151,200 円 (本体 144,000 円/ 税 7,200 円)
在籍授業料	( 132,300 × 6期 )	793,800 円 (本体 756,000 円/ 税 37,800 円)	
学費計(1)		1,582,100 円 (本体 1,506,762 円/ 税 75,338 円)	
入学金(2)		29,400 円 (本体 28,000 円/ 税 1,400 円)	
(1)+(2) 総合計		1,611,500 円 (本体 1,534,762 円/ 税 76,738 円)	

教科書、教材、iPad 機器の詳細は、第12条、第13条をご覧ください。受講料の納入方法に関わりなく、教科書、教材、iPad は、ご購入いただきます。したがって、教科書、教材、iPad 機器の返品や返品による受講料の減免はできません。iサポートは、KFS の eラーニングシステムです。スクール News、ムービーチャンネル、インストラクター News 等の配信を受けるサービスの費用を言い、KFS-NET (本スクールのメンバーズサイト) の利用料も含まれません。設備費は添削指導、作品指導、学習相談、スクーリング等を実施するための添削室、ビデオ・スタジオ、GALLERY フェーマス、学習相談室、移動教室等の施設維持、設営、管理協力費を言います。在籍授業料は、添削指導、学習指導およびその他のスクールサービスを受けるための在籍期間の費用を言います。在籍授業料の中には、会員誌「フェーマス」の購読料も含まれます。iサポート代、設備費、在籍授業料は、在籍月数6ヵ月を1期として計算されます。なお、本人の都合で受講しない指導、サービスの費用も期間ごとに見なし計算されます。

第16条（退学時の受講料清算）

退学時の受講料清算は、以下の方法で行います。

[i サポート代（1期 8,400円）＋設備費（1期 25,200円）  
＋在籍授業料（1期 132,300円）×※未経過期数

※未経過期数とは、受講期間月数（36ヵ月）から経過月数を差し引いた未経過の月数を、6で除して小数点以下を切り捨てた整数をいう。

- 現金一括払いの場合は、上記計算による金額をスクールより受講生に返戻いたします。
- アートルーン（クレジットローン）払いの場合は、上記計算による金額をスクールより信販会社に清算し、信販会社に残債務がある場合は、受講生がそれを一括あるいは分割にて返済します。スクールからの清算金が残債務を上回る場合は、その差額をスクールより受講生に返戻いたします。
- スクール分割払いの場合は、学費未納分から上記計算による金額と未経過分割手数料を差し引いた金額を、受講生がスクールに一括あるいは分割にて支払います。上記計算による金額と未経過分割手数料の合計金額が学費未納分を上回る場合は、その差額をスクールより受講生に返戻いたします。

以 上